

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会  
「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループ（第1回）議事録

令和3年5月27日（木）  
15時00分～17時00分  
W E B 会 議

〔出席者〕

（委員）戸田委員、松岡委員、夷石委員、仙田委員、土井委員、ヤン委員（計6名）  
（文化庁）柳澤国語課長、津田地域日本語教育推進室長補佐、増田日本語教育調査官、  
北村日本語教育専門職、松井日本語教育専門職、ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 ワーキンググループの設置について
- 2 日本語教育小委員会（21期）の審議内容について
- 3 「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループの進め方
- 4 令和2年度「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案の改定のための基礎調査及びCan do作成に係る事業報告書
- 5 「標準的なカリキュラム案」等の改定及び「日本語教育の参照枠」に基づいた「生活Can do」の作成に向けた検討について（案）
- 6 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について（報告）骨子案

〔参考資料〕

- 1 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について
- 2 「日本語教育の参照枠」一次報告
- 3 「日本語教育の参照枠」二次報告－日本語能力評価について－

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 委員の互選により、戸田委員が座長に選出された。
- 3 事務局から、配布資料3「「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループの進め方」、配布資料4「「日本語教育の参照枠」の活用及び普及に向けた検討項目（案）」及び配布資料5「「日本語教育の参照枠」活用のための手引き等について（案）」、配布資料6「「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について（報告）骨子案」の説明があり、その後、意見交換を行った。
- 4 次回の「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループは、9月から開催予定であることを確認した。
- 5 審議の内容は以下のとおりである。

○北村日本語教育専門職

それでは定刻となりましたので、ただいまより第1回「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループを開会いたします。本ワーキンググループの座長を御選出いただくまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。御了承いただきますようお願いいたします。

初めに、国語課長の柳澤より御挨拶申し上げます。

## ○柳澤国語課長

国語課長の柳澤です。ワーキングの委員の皆様及び協力者の皆様、このたびはお引受けいただきましてどうもありがとうございます。

本ワーキンググループは、昨年度、日本語教育小委員会において取りまとめいただきました「日本語教育の参照枠」の一次報告及び二次報告の内容を受けまして、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の「標準的なカリキュラム案」を改定すること、それと現場で活用できる「生活Can do」等を作成することを目的としております。この標準的なカリキュラムの改定及び「生活Can do」の作成に当たりましては、専門的過ぎて使いにくいものではなく、行政やコーディネーターの方々が日常的に使っていただきやすいような分かりやすいものにすることに特に留意していきたいと考えております。

また、本ワーキンググループと並行しまして、「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループも設置されております。こちらでは「参照枠」の活用を促進する目的で、手引きの作成の検討が行われていくという状況です。「生活Can do」を活用する際には、「参照枠」と手引きも同時に活用することが肝要であると考えております。これらの相互活用あるいは相乗効果によりまして、外国人に対する日本語教育の充実が最大限に図られることを期待しているところです。

委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的な御知見をお持ちでいらっしゃいます。是非本ワーキンググループにおきましては、それぞれの御知見を最大限に発揮していただき、活発な御審議を頂き、最後、有意義な報告にまとめていただくよう御尽力、御協力を頂けましたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○北村日本語教育専門職

議事に入る前に定足数の確認をいたします。本ワーキンググループは委員3名、協力者4名の合計7名で構成されております。本日は6名の委員に御出席の予定です。ヤン委員が少し遅れられるとのことですが、現在は5名の委員に御出席いただいております。以上、定足数は満たしていることを御報告いたします。

早速議事に入ってまいります。次第を御覧ください。議事の1として掲げております座長の選出についてです。本会議の座長は本ワーキンググループの議長となり、議事の運営をお願いいたします。どなたか御推薦はありますでしょうか。それでは、松岡委員、お願いいたします。

## ○松岡委員

戸田委員を推薦いたします。戸田委員は所属団体において「生活者としての外国人」に対する日本語教育の御経験も豊富で、昨年度もワーキンググループの座長を務められました。これらの実績から本ワーキンググループの座長に適任であると考えます。よろしくをお願いいたします。

## ○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。

ただいま戸田委員を座長に御推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

## ○北村日本語教育専門職

承知いたしました。ありがとうございます。御推薦に賛同いただきましたので、座長は戸田委員をお願いいたします。

戸田委員に初めに御挨拶を頂き、その後は戸田座長に進行をお願いいたします。

### ○戸田座長

皆様、ただ今御推薦いただきました戸田です。前期に引き続きまして重要なお役目をお引き受けすることになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

一言御挨拶させていただきます。日本で働く人が増え、その家族も共に希望する、必要となる日本語学習の内容が非常に多様化している状況に日々接しております。このような中、今期のワーキンググループにおける議論は、それぞれの地域で日本語学習を希望する人、日本語教育を担う皆様に参照される具体的でかつ大変重要な内容を取りまとめることになります。それを考えますと非常に身の引き締まる思いです。

私は、これまでの委員の御意見にもありましたように、理念や姿勢をどう伝えていくのか、まずその視点が重要であると考えます。皆様、活発な議論の場となるよう努めてまいりますので、御協力どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は1回目の会議となりますので、審議の前に委員の先生方に一言頂けたらと思いますが、よろしいでしょうか。資料1「ワーキンググループの設置について」を御覧ください。資料1は日本語教育小委員会で承認されたワーキンググループ設置に関する資料です。資料の2枚目がワーキンググループの名簿です。この名簿の順に一言御挨拶いただけたらと思います。石井委員が御欠席となっておりますので、松岡委員からお願ひいたします。

### ○松岡委員

岩手大学の松岡です。私は今期2つのワーキンググループに関わることになっています。「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループでは、今まで分かりにくいと言われていたCan doについて整理をしていくお手伝いができればと思っています。

特に私が住んでいる岩手は外国人や支援者が散在していて、なかなかこういう教育の議論の内容が届かないところですので、情報発信の観点からも貢献したいと思っています。よろしくお願ひいたします。

### ○戸田座長

ありがとうございます。夷石委員、お願ひいたします。

### ○夷石委員

国際交流基金日本語国際センターの専任講師の夷石寿賀子と申します。昨年度に引き続きましてこのワーキングに参加しております。今回も話題の中心はCan doになりそうですが、どのように地域の皆さんに分かりやすく、そして活用してもらえるものにできるか、その点を中心にお話できればと思っています。どうぞ今年度もよろしくお願ひいたします。

### ○戸田座長

ありがとうございます。仙田委員、お願ひいたします。

### ○仙田委員

公益財団法人しまね国際センターの仙田です。昨年度、「標準的なカリキュラム案」改定に当たっての基礎調査が行われた際に、たくさんの方にアンケートにも御協力をいただいたことが大変印象に残っております。それだけ地域の皆様方もカリキュラム案それから「生活Can do」に関心を寄せてくださっているということだと思いますので、ぜひ今期もしっかりと議論させていただいて、多くの方に使っていただけるような「生活Can do」、カリキュラム案になるように尽力してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

## ○戸田座長

ありがとうございます。土井委員、お願いいたします。

## ○土井委員

NPO法人多文化共生リソースセンター東海、愛知県名古屋市に拠点を置いておりますNPOで代表をしております土井と申します。私も昨年度に引き続き、こちらで微力ながらお役に立てればと思っております。私はCan doそのものの専門家ではないものですから、これがどう地域で暮らしている方々の生活に役立つものになるのかというものと、それから後で、大学や日本語学校等で日本語教員養成に多少関わらせていただいている観点からも、そういった方々にも理解していただけるようなものになればなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○戸田座長

ありがとうございます。それではヤン委員、お願いいたします。

## ○ヤン委員

群馬県立女子大学地域日本語教育センターのヤン・ジョンヨンと申します。皆さんが全て興味のあることとお話くださったので私からは特にはないのですが、特に土井さんと同じく教員養成に関わっているの、地域でこれから活動する方にも御紹介できるものを出せたらと思っておりますし、お手伝いできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○戸田座長

委員の皆様、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それではこれより審議に入ります。本日は遠隔による審議となります。円滑な進行の観点から、御発言いただく際には、お名前をおっしゃってから御発言いただくようお願いいたします。

議事に入る前に、事務局から配布資料の説明をお願いいたします。

## ○北村日本語教育専門職

配布資料の確認をさせていただきたいと思っております。次第を御覧ください。次第の配布資料の太枠の中を確認してまいります。まず資料1「ワーキンググループの設置について」。資料2「日本語教育小委員会（21期）の審議内容について」。資料3「『生活Can do』等の作成に関するワーキンググループの進め方」。資料4「令和2年度『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案の改定のための基礎調査及びCan do作成に係る事業報告書」。資料5「『標準的なカリキュラム案』等の改定及び『日本語教育の参照枠』に基づいた『生活Can do』の作成に向けた検討について（案）」。資料6「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の在り方について（報告）骨子案」。資料は以上6点になっております。

続いて参考資料です。参考資料1「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」。参考資料2「『日本語教育の参照枠』一次報告」。参考資料3「『日本語教育の参照枠』二次報告－日本語能力評価について－」。以上3点になっております。

お手元にあるか御確認をお願いいたします。不足等ないようですので、それでは資料の確認は以上とさせていただきます。

## ○戸田座長

それでは議事（2）「標準的なカリキュラム案」等の改定及び「日本語教育の参照枠」に基づいた「生活Can do」の作成に向けた検討についてです。今年度初回のワーキンググループですので、検討に入る前に、これまでの経緯などについて前提条件を確認しておきたいと思っております。事

務局から説明をお願いいたします。

## ○北村日本語教育専門職

それでは資料を使いまして御説明申し上げます。先ほど戸田座長よりも御説明いただきましたが、資料1「ワーキンググループの設置について」を御覧ください。こちら、ワーキンググループの設置、今年度は2つのワーキンググループが設置されております。「日本語教育の参照枠」の活用に関するワーキンググループと「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループです。後者のワーキンググループが本ワーキンググループに当たります。

続いて資料2を御覧ください。こちらは日本語教育小委員会、今期に当たります21期の審議内容についてです。今期は審議事項として論点3「日本語教育の標準や日本語能力の判定基準について」、そして論点4「カリキュラム案等の活用について」、この2点の審議を予定しております。2、スケジュールを御覧ください。先ほど御紹介いたしました2つの論点に基づきまして、日本語教育小委員会が106回から110回までの合計5回、間に2回の国語分科会の開催を予定しております。

そして、先ほど御紹介いたしました「参照枠」活用ワーキンググループそして「生活Can do」作成ワーキンググループ、2つのワーキンググループが設置され、前者の「参照枠」活用ワーキンググループは5回の審議を予定しております。

続いて「生活Can do」作成ワーキンググループ、このワーキンググループに当たりますが、こちらでは年間3回の会議開催を予定しております。本ワーキンググループはもう一方のワーキンググループと比較しまして2回ほど少なくなっておりますが、Can doの取りまとめ等の細かい作業が予定されることから、本資料の一番下、米印のところを御覧ください。日本語教育総合調査を活用いたしまして、「生活Can do」検証のための調査研究を実施予定です。こちらで細かい作業等を行っていく予定としております。

続いて資料3を御覧ください。資料名「『生活Can do』等の作成に関するワーキンググループの進め方」です。こちらに本ワーキンググループの設置の経緯等が記載されております。改めて確認させていただきたいと思っております。

まず丸の1つ目、経緯を御覧ください。平成22年の国語分科会において「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」以降、「標準的なカリキュラム案」と約しますが、こちらが取りまとめられております。そして25年に、先ほど論点の3と4と申し上げましたが、論点整理に関するワーキンググループにおいて具体的な施策の方向性、そして日本語教育の推進方策を議論するための検討材料としての論点が11に整理されております。この論点4として「カリキュラム案等の活用について」が示され、昨年度には「標準的なカリキュラム案」の改定及び「日本語教育の参照枠」に基づきました「生活Can do」の一部の作成に着手しております。

本ワーキンググループの目的についてです。「日本語教育の参照枠」を踏まえ、「生活者としての外国人」が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としつつ、自立した言語使用者として生活できるよう、日本語教育の実践の指針として、教育内容の具現化されたものとしての「生活Can do」等の作成を行います。また、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について」という報告に当たりますが、こちらを示す予定です。

検討の方法です。日本語教育小委員会での審議と並行いたしまして、このワーキンググループが小委員会の下に設置されております。ここで審議のための検討及び資料作成を行います。また、審議における参考として調査研究を実施いたしまして、その結果を踏まえた検討を行います。

続いて丸の4つ目、検討事項です。(1)「生活上の行為の事例」の見直し、こちらは昨年度より引き続き実施するものです。(2)「生活Can do」の範囲・レベルの検討、(3)「生活Can

do」の作成・検証、(4)「生活Can do」に対応する学習項目の要素について、以上4点が検討事項です。

丸の5つ目、想定される成果物です。「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を作成し、それらを含む「生活者としての外国人」に対する日本語教育の在り方について報告を示す予定です。開催については先ほど御紹介したとおり全3回を予定しております。以上が本ワーキンググループの進め方です。

この後、実際に先生方に御議論いただくわけですが、その前提として、進め方にもありました「日本語教育の参照枠」について、これまで一次報告と二次報告の2つが公表されておりますが、こちらの簡単な説明をさせていただきます。また、昨年度のワーキンググループの中で調査研究を実施しましたが、その調査報告についても前提として確認させていただきます。

それでは「日本語教育の参照枠」の説明について、専門職の松井より行います。

### ○松井日本語教育専門職

続きまして、「日本語教育の参照枠」一次報告と二次報告の資料の内容について説明いたします。内容につきましては小委員会等々で説明しているところですので、今回の説明に関しましては、本ワーキンググループと特に関連が強いところのみ説明させていただきたいと思っております。

まず「日本語教育の参照枠」一次報告の13ページを御覧ください。こちらの図1、「日本語教育の参照枠」一次報告の構成という図になっておりますが、今回作成を検討いたします「生活Can do」が「日本語教育の参照枠」のどのような部分に位置づけられるのかが、この図に示されているところです。

上から順番に「日本語教育の参照枠」の説明と目指すもの、3つの言語教育観の柱がございまして、その下、真ん中辺りに2番、「日本語教育の参照枠」一次報告の構成という図がございまして。その中で特に黒枠で囲まれているところが「日本語教育の参照枠」として示す範囲で、こちらがいわゆる「日本語教育の参照枠」の内容になっております。内容といたしましては、「全体的な尺度」という日本語能力の熟達度についての尺度を6つのレベルで示したものが一番上の指標としてございまして。その次に「言語活動別の熟達度」、いわゆる自己評価表と呼ばれているものですが、これは日本語能力の熟達度を五つの言語活動ごとに6レベルで示したものです。さらに具体的なCan doとして「CEFR Can do」がございまして。日本語を使ってどんなことができるかを「何々ができる」という表現で示した文です。ここまでの「日本語教育の参照枠」として示す内容になっております。

加えまして漢字の扱いについても、今年度審議が行われます最終報告の中で加筆等を行いまして、内容を充実させていきたいと考えております。

この「日本語教育の参照枠」として示す範囲に続きますのが「分野別の言語能力記述文」と呼ばれるもので、その中で一番左側の生活場面におけるCan do、ここで「生活Can do」と示されているものですが、この四角の部分が今回作成いたしますCan doです。文化庁国語課は主に「生活者としての外国人」、成人に対する日本語教育を担当しておりますので、「生活Can do」については文化庁国語課が作成を行うことを予定しております。それぞれ、就労や留学のCan doに関しましては関係する主な団体が作成し、それを示していくことを想定しております。

さらにその下に「現場Can do」と示してあるものがございまして、こちらは個別の団体・教育機関等が自由に作成する言語能力記述文となっております。例えば地域の日本語教室等々を考えると、まずは、今回作成を進めております「生活Can do」を参考にしつつ、足りないものに関しては個別の団体・教育機関等で自由に作成していただくことを想定しております。そのような個別の状況に合った具体的なCan doを作成するための参考になるものとして「生活Can do」の整備を進めていくというところが「日本語教育の参照枠」における「生活Can do」の位置づけとなっております。

続きまして参考資料3です。こちらは73ページになります。「日本語教育の参照枠」一次報告の中で、参考資料3として「『標準的なカリキュラム案Can do』一覧(試案)」がごございます。こちらは、「標準的なカリキュラム案」の中でも特に「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案で扱っている「生活上の行為の事例」をもとに作成したものです。これは「標準的なカリキュラム案」の黄色の冊子の121ページになりますが、この事例の中でも特に網かけになっている部分、黒い点々になっていますが、この部分について国際交流基金の協力を頂き、Can do作成を進めました。この網かけの部分の項目は300弱ございまして、その中で項目等を整理して、全部で132のCan doの試案を示しているということです。

この132のCan doに関しては、国際交流基金で作成していただいたものを一昨年の「標準的なカリキュラム案」ワーキンググループで検証いたしまして、委員の先生から修正等々のコメントを頂き、文言であるとかレベル、言語活動の一部を修正したものを一覧表としてまとめました。

あくまでも試案ですので、記述の内容やレベルづけ、言語活動の分かりやすさなどはまだ整理が必要なものですので、こちらに関しましても今年度併せて整理を進めていく計画になっておるところです。ただし、こちらに書いてあるとおり、質的検証までは経たものであるというところ、試案として示しておるところです。これに関しては最終報告として取りまとめる段階では、「日本語教育の参照枠」ではなく、こちらのワーキングにおける報告書で掲載を予定しています。

続きまして二次報告の説明になります。二次報告に関しては主に評価を中心に取り上げまして、試験による評価、試験によらない評価、ポートフォリオや自己評価等々、評価の事例を幅広く示した上で、日本語の試験とCEFRの尺度づけ、レベルの関連付けをどのように行っていくかというところを、CEFRが公開している文書を基に抜粋して示しているものです。

## ○北村日本語教育専門職

続きまして、昨年実施いたしました調査研究について報告したいと思います。資料4「令和2年度日本語教育総合調査補助業務「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」の改定のための基礎調査及びCan do作成に係る事業報告書」を御覧ください。こちらは昨年度に委託いたしました株式会社47ブランディングによって実施されたものです。

ページを開いていただきまして、まず目次がございまして、2ページ目の概要を御覧ください。第1章の事業の概要のうち、1、事業の趣旨を御覧いただければと思います。特にこちらの3段落目から御覧ください。日本語教育について多様な視点からの総合的な調査・分析が求められる中で、この事業では「標準的なカリキュラム案」の改定の検討のための基礎資料の収集を目的に実施しております。

次の段落を御覧ください。令和2年度においては、「標準的なカリキュラム案」の改定に伴う議論のために、主に現行の「標準的なカリキュラム案」に収録されています「生活上の行為の事例」の見直しを行うとともに、「生活者としての外国人」のための日本語教育の内容に関する文献調査、そして日本語教育実施機関への実態調査等を行い、改定作業のための基礎資料を収集しております。

特に実際に成果物として出てきておりますのは、「標準的なカリキュラム案」の改定のための基礎資料といたします「生活上の行為の事例」に基づくB1相当のCan doの素材です。こちら、実際にCan doを執筆したわけなのですが、今後「生活Can do」等に活用していくことを想定して、この段階ではCan doの素材という呼び方がされております。

では4ページを御覧ください。この事業の具体的な実施内容です。

(1) 実態調査。こちらは現行の「標準的なカリキュラム案」に収録されております「生活上の行為の事例」の見直しを目的といたしまして、外国人を対象とするアンケート調査を行っております。調査では、「標準的なカリキュラム案」の中の「生活上の行為の事例」の事例1(上位項目)をアンケートの項目として活用いたしまして、「遭遇頻度」「日本語でできるか」「日本

語でできるようになりたいか」を尋ねております。

続いてヒアリング調査です。実態調査では外国人当事者を対象としてアンケートとして実施しております。その補完として、文化庁の地域日本語教育に関する事業を活用する団体から7団体に協力を依頼しましてヒアリングを行うとともに、「生活上の行為の事例」に関して考えておられることや御意見等を把握する目的でヒアリングを実施いたしました。

続いて(3) B1 Can do素材の作成です。こちらは先ほど来申し上げておりますとおり、今後必要性が高まると思われるB1相当のCan do素材として作成しております。作成に関しては、「生活者としての外国人」に対する日本語教育に関わった経験のある日本語教師に執筆を依頼いたしました。

続いて4、「標準的なカリキュラム案」改定への調査等の活用を御覧ください。この調査研究ではこれらの調査や作業を通じまして、「生活上の行為の事例」の見直しのための観点として、「生活者としての外国人」にとって必要性が高いと思われる日本語での言語行動を絞り込むとともに、ヒアリング調査の結果から充実や追加が必要と思われる「生活上の行為の事例」を検討することを実施しております。

また、先ほど来申し上げておりますようにB1 Can doの素材を作成しました。そして、それを実態調査やヒアリング調査の結果に基づき、優先度が高い素材についての優先順位づけ、選定を行っております。

続いて5ページを御覧ください。ここからは実際に改定のための基礎資料となる素材について御説明をしていきます。先ほど実態調査を実施したことを御説明いたしました。その実態調査について、結果ともにどのように活用したかをお話いたします。

1、必要性が高いと思われる「生活上の行為の事例」を御覧ください。学習の優先度が高いと思われるB1 Can doを選定するために、実態調査の結果を用いて、外国人にとって必要性が高いと思われる日本語での言語行動の項目の選定を行っております。選定を行うに当たりまして実態調査の結果を活用しており、各項目について遭遇頻度の平均点、そして「日本語でできる」「日本語でできないが、できるようになりたい」の回答割合について、2つの視点で整理を行っております。

図2、回答割合と遭遇頻度の平均点を用いた整理イメージの図を御覧ください。こちらは、実態調査のアンケートの項目、回答の選択肢として提示しました遭遇頻度と「日本語でできる」「日本語でできないが、できるようになりたい」の項目、2つのスケールを掛け合わせたものになっております。遭遇頻度が低くても外国人ができるようになりたいと考えているものも学習の項目として取り上げる可能性があるだろうということで、点線の部分がそれぞれ片方の項目の平均点やパーセンテージが低い片方が高いので採用しようということで、このような形で太枠の4つのステージについては採用する。そして点線の、片方が高い片方が低いというステージについては議論しつつ含んでいくということで選定を行いました。6ページ、表1はその掛け合わせた、ステージだけではなくそのステージに項目を入れたものです。実態調査の結果からどのように選定を行ったかの御説明は以上となります。

続いて7ページ以降、学習の優先度が高いB1 Can do素材について御説明してまいります。ここから専門職の松井よりお話しさせていただきます。

## ○松井日本語教育専門職

学習の優先度が高いB1 Can doの素材ですが、こちらはあくまでもサンプルとして31のCan doが載っております。これらのCan doの作成作業について説明いたします。

このCan doは一昨年、令和元年度で国際交流基金の協力を得て作成した132の項目に続いて作成するものです。具体的には「標準的なカリキュラム案」の冊子で示されている「生活上の行為の事例」の項目が、一番小さいものでいうと約1,400項目ございます。令和元年度にはそ

の1、400ほどの項目のうち、網かけになっている約300の事例についてCan doを作成し、その300の事例の中から132のCan doを取りまとめました。

続きまして、昨年度に関しましては、この約1、400項目のうちの残りのおよそ1、100項目、まだCan doの作成を行っていない項目についてCan doの作成を行う作業を進めたところです。その中で特に作成を急いでおりましたB1のCan doは100程度作成しましたが、その中の一部をサンプルとして示しています。

具体的にはこの報告書の26、27ページに作成のプロセスを示していますが、4名のワーキンググループの方々に作業を具体的に行ってくださいました。「生活上の行為の事例」の各項目をレベルづけし、Can doを作成し、書きぶりを調整し、グループで相互にチェックするというプロセスを経て、Can doをまとめていきました。全体的には残りの1、100項目のうち、A1からB2までおおよそ300程度のCan doの素材となるものができております。今年度につきましてもこのように素材の整備を進めていくことになろうかと思っております。4名の協力者のお名前、所属等は66ページに記載しております。

#### ○北村日本語教育専門職

以上が事務局からの前提条件の御説明となります。

#### ○戸田座長

ありがとうございました。

先ほど仙田委員もおっしゃっていましたが、この実態調査に非常に項目が多くて大変だったと思うのですが、大勢の方が協力してくださったことは私も本当に感謝したいと思います。ヒアリング調査も同様です。ここまでのところで確認や御質問などありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは本ワーキンググループの検討項目について確認しておきたいと思っております。事務局からお願いいたします。

#### ○北村日本語教育専門職

それでは、資料5を使いまして御説明してまいります。「『標準的なカリキュラム案』等の改定及び『日本語の参照枠』に基づいた『生活Can do』の作成に向けた検討について（案）」という資料です。

まず「生活者としての外国人」の日本語教育を取り巻く現状と課題を御説明申し上げます。我が国に在留する外国人は288万人と、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で少し減少はしておりますが、長期的には増加していくものと考えております。それを受けて、外国人の中長期的な滞在や定住化という傾向に基づいて、これまで「標準的なカリキュラム案」が対象としてきました来日当初の基本的な生活上の基盤を形成するための日本語だけではなくて、子育てや就労等に必要となる日本語が求められるようになっている。

そして丸の2つ目。国内の「生活者としての外国人」に対する日本語教育においてですが、平成22年に国語分科会で策定されました「標準的なカリキュラム案」が活用されているところです。

丸の3つ目。「標準的なカリキュラム案」では、「基本的な生活基盤を形成するために必要であり、安全にかかわり緊急性があるもので、やりとりが複雑でないと考えられるもの」、そして「その際、情報として知っておく必要があると考えられるもの」、この2つの観点から「生活上の行為の事例」として121事例が選ばれ、「生活上の行為の事例に対応する学習項目の要素」として「能力記述」「場面」「やりとりの例」「機能」「文法」「語彙」「技能」が示されています。

丸の4つ目。国語分科会日本語教育小委員会においては、ヨーロッパ言語教育参照枠、CEFR

Rを参考に、「日本語教育の参照枠」一次報告案が示されております。その中の参考資料として「標準的なカリキュラム案Can do（試案）」が収録されております。こちらについては先ほど松井より御説明させていただきました。

丸の5つ目。日本語教育の推進に関する法律に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」では、「地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付け、日本語で意思疎通を図り、生活できるよう支援する必要がある」とされております。そして、「『日本語教育の参照枠』を踏まえ、『生活者としての外国人』が日常生活を営む上で必要とされる生活上の行為を日本語で行い、言語・文化の相互尊重を前提としながら、日本語で意思疎通を図り、自立した言語使用者として生活できるよう支援するため、標準的なカリキュラム案について、検証を行い、改定を行う」とされております。

このページ最後の丸の6つ目を御覧ください。令和2年度には、先生方にも御参加いただきましたが、「生活者としての外国人」のための「標準的なカリキュラム案」の改定に関するワーキンググループにおいて「標準的なカリキュラム案」の改定について議論していただき、先ほど御説明しました調査研究が行われております。この調査研究では「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容に関する実態調査が行われまして、それに基づくCan do作成が実施されました。

課題です。次のページを御覧ください。「標準的なカリキュラム案」に示されております「生活上の行為の事例」、こちらは平成22年に策定されたものであることも考慮して、社会状況の変化に鑑みまして、見直しを含めた検討が必要である。そして、在留外国人の定住化の傾向を踏まえまして、子育てや就労に関する教育内容が必要と考えられます。ただ、それに対応する学習項目の要素は挙げられていない状況です。

また、「標準的なカリキュラム案」では日本語の熟達度を示すレベルについては示されておられません。今後、特定技能等の一定の日本語能力を身につけた外国人が増えていくことを想定いたしますと、学習の目安となる日本語のレベルを示す必要あるのではないかと。こちらも昨年度からの課題として挙げられております。

続いて丸の4つ目。「標準的なカリキュラム案」では教材例集が示されております。そして具体的な教育内容の教材は地域の実情に合わせ、設定・作成することが求められています。しかし、地域によっては日本語教育人材の不足等により、教材の作成が難しいという声が聞かれています。

続いて、外国人の生活に必要となる日本語教育の内容等は、「標準的なカリキュラム案」のほか、国際交流基金が開発した「JF生活日本語Can do」があります。生活分野別の日本語教育は国内・海外にかかわらず学習されることから、「日本語教育の参照枠」を踏まえて連携を取る必要がある。

そして、「日本語教育の参照枠」一次報告に収録されました「標準的なカリキュラム案Can do（試案）」や改定ワーキンググループで議論されましたCan doについてどのように提示していくか、引き続き検討する必要があります。

続いて3の検討事項です。昨年度に引き続きまして、「標準的なカリキュラム案」を改定し、「生活Can do」を作成していく上で、以下のような検討事項が想定されます。

まず、議題として挙げられております1つ目、「標準的なカリキュラム案」等の改定についてです。

①「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標について。こちらは「標準的なカリキュラム案」に示された目的・目標を踏襲してはどうか。目的ですが、言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること。目標は、日本語を使って、健康かつ安全に生活を送ることができるようにすること。日本語を使って、自立した生活を送ることができるようにすること。日本語を使って、相互理解を

回り、社会の一員として生活を送ることができるようにすること。日本語を使って、文化的な生活を送ることができるようにすること。

続いて②主な対象・内容についてです。学習者は日本語で日常的な生活を営む全ての外国人等、そして日本語で生活することを希望する外国人等。対象レベルですが、基礎段階の言語使用者から自立した言語使用者まで。学習内容。「日本語教育の参照枠」における五つの言語活動（聞くこと、読むこと、話すこと（やりとり）、話すこと（発表）、書くこと）に基づく「生活Can do」及びそれらに対応する学習項目の要素。

学習項目の要素については、これまでも御説明してきましたとおり、機能ですとか文法ですとか、そういったものを含むかどうかということをお話ししたいと思います。

また、内容についてですが、「生活上の行為の事例の分類一覧」に記載された10の大分類の全てを対象としてはどうかと考えています。新たに「子育て・教育を行う」「働く」を実質的には追加することになります。

④想定される学習時間についてです。こちらは参考として「標準的なカリキュラム案」の想定時間数を記載させていただきました。こちらの学習時間ですが、来日間もない外国人がその生活基盤を確立する上で必要となる日本語学習の時間について検討し、「標準的なカリキュラム案」全体に当たる30単位を60時間とし、それを必要最低限の目安として設定されたものになります。

(2)「日本語教育の参照枠」に基づいた「生活Can do」の作成についてということで、①令和元年度に作成されました「標準的なカリキュラム案Can do試案」、②令和2年度に作成しましたCan do、③令和3年度にこれから作成しますCan do、「子育て・教育を行う」「働く」を含めて作成されるもの、こちらの3点を「生活Can do」として含んではどうかと考えております。

これらの作業の方法として4を御覧ください。このワーキンググループの検討のほか、「生活Can do」等の作成・検証を行う調査研究を下の期間で実施することを想定しております。

想定される成果物については、「生活Can do」に収録されるCan doの提示、それに基づく「学習項目の要素」の提示、そして(3)として「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標、及び上のCan doや学習項目の要素を含み「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の在り方について(報告)(案)」を提示してはどうか。以上が検討項目です。

続いて資料6を御覧ください。資料6は「『生活者としての外国人』のための日本語教育の在り方について(報告)骨子案」となっております。先ほど検討事項として事務局案として出させていただきましたものを含む形で骨子案を提示しております。

「はじめに」。標準的なカリキュラム案について。「日本語教育の参照枠」について。「生活Can do」について。

1、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標。「生活者としての外国人」とはから、それらに対する日本語教育、また「日本語教育の参照枠」の理念、そして想定される利用者についてです。

2、生活上の行為の事例について。(1)生活上の行為の事例の整理。(2)生活上の行為の事例と「生活Can do」。3、「生活Can do」について。(1)「生活Can do」とは。(2)具体的な内容。4、活用方法。「生活者としての外国人」に対する日本語教育に携わる日本語教育人材。そして具体的な教室活動について。(3)「生活Can do」を踏まえた日本語教育プログラムの作り方。(4)日本語教育プログラムの点検・改善について。5、文字の扱い方。6、社会・文化的情報の扱い方。7、「生活者としての外国人」に対する日本語教育における評価の考え方。

(1)言語活動別の評価。(2)日本語学習ポートフォリオの活用。(3)学習者のための支援ツールについて。参考資料としてQA、「生活Can do」の作成方法やリスト、そしてその他参考文献等を提示することを提示しております。

## ○戸田座長

それでは議論に入ります。まず資料5ですが、資料5はこれまでの現状及び課題、検討項目の資料。また、「標準的なカリキュラム案」を改定するに際して、改定した後の考え方や日本語教育の内容を提示するものが資料6、「生活者としての外国人」のための日本語教育の在り方について（報告）骨子案ということでしょうか。

まず、報告書に盛り込む項目となる、資料5の特に「3、検討事項」について委員の皆様にご意見を伺いたしたいと思います。項目は数点ありますが、まず、2ページの（1）「標準的なカリキュラム案」等の改定についての①目的・目標についてはいかがでしょうか。仙田委員からお願いいたします。

## ○仙田委員

「標準的なカリキュラム案」に示された目的や目標を踏襲するという考え方には賛成なのですが、一つ気になっているのが生活という言葉与える印象です。このたびB1相当のCan doも含まれるような形になってくるということもございますし、日常生活それから社会生活のそれぞれに対して必要な項目が盛り込まれているということになると思います。そのことは目標の4つの箇条書にしてあるものを見ていけば分かることは分かると思うのですが、例えば目的のところ、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り、日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることとか、そういった表現の工夫も考えられるのではないかと思います。

## ○戸田座長

ありがとうございます。続きまして土井委員、お願いいたします。

## ○土井委員

ここで意見をするのが適切かどうか分かりませんが、確認も含めてお願いをしたいと思います。まず、この「生活者としての外国人」というものがそもそもどういうものかなのですが、私の理解では、これは2006年12月に国の外国人労働者問題関係省庁連絡会議で「生活者としての外国人」に関する総合的対応策が示されたときに使われた言葉だったと思います。ただ、そこでそれがどういう人を指すのかと細かい定義はなかった記憶がありまして、要は観光客ではない、もしくは一時滞在者ではない、定住者までとはいかなくても日本に比較的長くいらっしゃる、日本に暮らしている外国人のことを指しているのだと理解しているのです。それがそれでいいのかということも一つあるのですが。

そうなった時に、先ほどの御説明の資料でいいますと資料5の3ページに、先ほど北村専門職から御説明のあった②主な対象者というものがあります。ここの2つ目に「日本で生活することを希望する外国人等」というものがあります。つまりこれは日本に既に暮らしている方だけを対象にするCan doやカリキュラム案ではなくて、これから来日して日本で生活をしていこうという人も含まれるのではないかと思います。例えば今、技能実習生とか特定技能で勉強中だとか、母国の日本語教育機関で勉強していて今度留学する予定であるとか、そういった方も参考になるのではないかと思います。

そうした際に、「標準的なカリキュラム案」の対象を「来日間もない外国人」と限定しているところに齟齬が出てくるのではないかと思います。カリキュラム案を改定して広めていこうということであれば、例えば来日を予定している外国人を含めた日本語教育にも活用されることが念頭にあると思いましたので、コメントをさせていただきました。

## ○戸田座長

ありがとうございます。改定に当たって今のお二人の意見は貴重だと思いますが、これについ

て事務局はいかがでしょうか。

### ○増田日本語教育調査官

御質問ありがとうございます。仙田委員の「日常生活・社会生活」と記載してはどうかという御提案ですが、社会生活の定義は具体的に何かというところから御議論いただく必要があるのかもしれないと思います。「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目的・目標は、その両方を含めて広く「生活」とされていると理解しております。社会生活を含むと解釈しているのは、目標の中に「社会の一員として生活をする」「文化的な生活を送る」、こういったことは社会生活と考えるとよいのではないかと考えておられます。そこをあえて分けて書き下したほうが分かりやすくなるのか。社会生活にどのような活動を含むのかについては是非検討いただければと思っております。

もう一つ、主な対象のところで「生活者としての外国人」の定義について土井委員から御指摘があったところですが、日本語教育小委員会では、3ページに記載されているように、「日本で日常的な生活を営むすべての外国人」といった言葉が使われております。さらに日本語教育推進法の基本方針でも、この地域日本語教育の分野では「我が国に在留する全ての外国人を対象とする」と記されておりますので、在留資格等にかかわらず、日本に住んでおられる全ての外国人ということはこれまでの定義と言えます。

2つ目にあります「日本で生活することを希望する外国人」は今回事務局案として追記したものです。土井委員の御指摘のとおり、今の状況に鑑みれば、「日本に来ている来日間もない外国人」という当初のカリキュラム案の対象では不十分だと考えたからです。この辺りについてももう少し良い書き方があるのかもしれませんが、「生活者としての外国人」の対象を広げて考える必要があるのではないかと考えております。

日本で生活することをこれから想定しておられる方も、対象に含めたいと思い、2つ挙げております。このような書き方をした理由は以上のとおりです。

### ○戸田座長

これについてさらに皆様から御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。仙田委員、いかがでしょうか。

### ○仙田委員

御回答ありがとうございます。まず、日常生活・社会生活が何を示すのか、何を含むのかということですが、ぱっとイメージできるのが例えば日常生活というのが買い物であったり、移動であったり、そういったふだん繰り返し行われるような生活上の行為、そういったものを示すのであれば、社会生活という言葉を使ってそこに含めていくものは、例えば日本語を使って仕事をするであるとか、あるいは子育て、まさに今回、項目を追加しようとしている部分がこの社会生活というところでは出てくるのかなと思います。ほかにも地域活動などというものもあるのではないかとと思うのですが。

今回、B1の項目を増やすことによってそういった社会生活ということに一つフォーカスが当たると考えますと、今まで「標準的なカリキュラム案」が来日間もない外国人が基本的な生活上の基盤を形成するということからこのカリキュラム案が出てきているので、より身近な生活にすごく範囲が限定されているようなイメージをどうしても引きずってしまうかもしれないということが気になっております。

先ほど事務局でも推進法のお話が出てしまいましたが、最初の目的のところにも、「日本語教育の推進が我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する」ということが書かれ、そこにも日常生活・社会生活という言葉があることを引いてきて、こういった表現を使ってもいいのではないかと考えております。

ほかの委員の皆様のお考えも伺えればと思います。ありがとうございます。

#### ○戸田座長

仙田委員、ありがとうございました。目的・目標について、今、御意見を伺いました。

続きまして②主な対象についてです。少し意見が出ましたが、御意見をお願いいたします。夷石委員、お願いいたします。

#### ○夷石委員

この学習内容の点について確認と皆様の御意見もお聞かせいただければと思っております。

「日本語教育の参照枠」に五つの言語活動が出ていますので、いわゆるカリキュラム案に出てきている学習項目の要素の4技能が参照枠に合わせ5技能になるのだなというイメージはつきました。

そのうえで、この学習項目の要素全体をどういうふうに見直していくのかという点、またその項目一つ一つについて皆さんがどのような想定なのかお聞きしたい次第です。というのも、頂いた資料の先ほどの課題の2に、Can doをどのように提示していくかがあります。今までの項目の要素の中には能力記述があり、そこに今回作る「生活Can do」を入れ込んでいくのか、「生活Can do」は別のものにするのかという点がまず気になりました。

もしこの能力記述のところを「生活Can do」になるとすると、今の場面ややり取りの例、その他、機能、文法、語彙等にかなり大きな影響が出てきます。そうすると全体の見直しが必要になるだろうと思った次第です。現状のお考えを教えてくださいと助かります。

#### ○北村日本語教育専門職

この辺りについてまさに今回、今後作業していく上で要の部分になりますので、提示の方法も含めて、現場にとって使いやすいものを提示するために、どのような形で提示することが良いのか委員に御意見を頂きたいと思っております。夷石委員の発言を受けてほかの委員から御意見等あればお聞かせください。

#### ○仙田委員

使う対象として誰が考えられているかに関わってはくるのですが、できるだけシンプルにまとめていただくといいのではないかと思います。具体的なアイデアはまだないのですが、取りあえずそんなことを考えています。

#### ○戸田座長

能力記述、場面、やり取りの例、機能、文法、語彙、そして4技能と一覧になっていますが、この項目についても御意見があれば出していただきたいと思いますが。ヤン委員、お願いします。

#### ○ヤン委員

「標準的なカリキュラム案」の学習項目の要素について、ずっと気になっていることがあったので、お話ししたいと思います。能力記述と場面とやり取りの例はリンクしているのですが、機能に関しても今後これと同じ形でまた提示するのか、それともこの項目を見直すのかが気になっています。機能と書いておきながら、基本的にはやり取りなので、情報要求、情報提供などのタグがついていますが、これはほとんど意味がないように思います。

このまま生かすのか、そうでなく機能を示していくのかについても見直しが必要ではないかと思えます。能力記述もCan doベースで書かれているので、「生活Can do」が新たに見直される際に、今の報告にプラスされる形で捉えていたのですが、違うのでしょうか。

○戸田座長

事務局では何か補足がありますでしょうか。

○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。現状、昨年度作ったもの等に関してはその辺りも作業を始めておりますが、まだ修正の余地がありますので、Can doと機能、そしてやり取りの例等が結びつくような、ほかの要素も違和感なく現場の方に受け取っていただけるように御提示したいと思っておりますし、作業をする際にも伝達したいと思います。

○戸田座長

機能のお話が出ました。文法などもあります、いかがでしょうか。土井委員、お願いいたします。

○土井委員

今出ている能力記述、場面、機能ですが、ここでまとめられることに関しては基本的には私はこれでいいと思っています。ただ、これを私が一番関わっている地域日本語教育の現場で使ってもらおうと思うと、現場のいわゆるボランティアの中にはこれを見てもどうしていいのか、なかなか分からないという人もいらっしゃると思うのです。どうしたらこれが現場にまたしみ込んでいくかなと考えたときに、恐らくこうしたものを基に、市販の教材が作られて、どこの本屋さんに行っても手に取れるようになっていて、学習者がそれを持ってくる。教室のほうで今使われている教材の中に新しいこれを取り入れようかというように使われていくのではないかと思うのです。どう作られたのかというのは分からなくても、この教科書があるからこれで勉強していこうということでは、現場にはなかなか落ちていかないように思います。

そう考えると、記載されているものを見たときに、教材を作成する側がこれを参考に、例えば全部で20課なり30課なりの初級教材を作ろうと思ったときに、これが十分な情報なのかが私は気になりました。

委員の中にもそういった経験がある方がいらっしゃればぜひコメントを頂きたいのですが、教材作成に関わる方がこれがあれば新しい教科書を作っていけるというものになれば、地域にも落としがいけるのではないかと思います。

○戸田座長

ありがとうございました。ヤン委員、お願いいたします。

○ヤン委員

今、土井委員のお話を聞いて、もう一つ議論が必要だと思いました。「標準的なカリキュラム案」の8ページに、想定される利用者として、ボランティアではなくて、コーディネーターという存在が例えばコースデザインをしたり、カリキュラムを作る際に活用する想定だったと思います。

ボランティアの方にも「標準的なカリキュラム案」を知っていただくために、数年かけて取り組んできたと思うので、改定した際にも、使う人を想定して、前面に出したほうがいいのではないかと思います。

○戸田座長

大変重要な視点だと思いますが、これについて、事務局、何かありますでしょうか。

### ○北村日本語教育専門職

特に「標準的なカリキュラム案」、現行のものについては御紹介いただきましたとおり、各地域において日本語教育のコーディネーター的役割を果たす人を利用者として想定していると明記があります。今回報告として取りまとめます「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の在り方について（報告）」、そしてそれに基づきます「生活Can do」についても同様の対象を想定して報告書骨子案を作成しております。

大変重要な御指摘ですので、中に利用者等についても記載するよう改めていきたいと考えております。

### ○土井委員

確かに地域にいるコーディネーター等がこれを参照して地域の現場に落とししていくというのは一つあっていいと思います。現実問題として今、各地域で、文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」などを活用されて配置されている総括コーディネーターや地域日本語教育コーディネーターができるかという、必ずしもできる人がコーディネーターになっているわけではないと思います。現在の地域日本語教育コーディネーターだけではかなり厳しいと思いますので、もう広く対象を検討する余地はあると思っております。

### ○戸田座長

ありがとうございました。では松岡委員、お願いいたします。

### ○松岡委員

今の話に関連すると思うのですが、今日の資料6の中の内容、骨子案ですね。その中の4番の活用方法の(1)に「『生活者としての外国人』に対する日本語教育に携わる日本語教育人材」という項目があるのですが、これはこれを見る対象のことを示しているのか、この活用方法になぜこの項目が入っているのか、説明をしていただけますか。

### ○北村日本語教育専門職

資料6の4、活用方法のところですが、この活用を行っていくときに、主に「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改訂版」で示しております、「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携に基づいてこちらを執筆して、どのようにこの報告及び「生活Can do」が活用されるかということを提示するという目的でおりました。

ですので、ここに紹介されることにもなるのですが、活用対象として明記する部分が活用方法として紹介するのか、もっと前のほうで紹介するのかということは議論の余地があると考えています。

### ○戸田座長

松岡委員、いかがでしょうか。

### ○松岡委員

分かりました。資料5に参考として「標準的なカリキュラム案」のページが示されていて、ごちゃごちゃしているような気がします。このもともとの現行のカリキュラム案の形式なり内容なりがどこまで生きるのかがよく分からなくなってきました。

現在の報告にB1を足すだけなのか、それとも先ほどヤン委員から御指摘のあったように、機能の部分は私もこれは示す意味がないのではないかと考えていたので、こういった点を改定して、

Can doを始点にして能力記述が最初に示される形になっていくのか。その辺りのことはどう決めていけばいいのかが分からなくなっているのので、御説明いただけますか。

#### ○北村日本語教育専門職

資料5に示しております項目はぜひ今回決めていただきたいことです。参考として何もないと議論も難しいと思い、「標準的なカリキュラム案」のページを掲載したのですが、この点についてはおわび申し上げたいと思います。

ただ、「『生活者としての外国人』のための日本語教育の在り方について」は、改定を行うものであり、これまでの「標準的なカリキュラム案」の蓄積を無視するものではないですが、一方で状況も、現場の様子も変わってきている中で、「標準的なカリキュラム案」のみにとられるものではないとも考えておりますので、例えば機能の部分は不要なのではないかという御提案を頂いても結構ですし、作業の途中で「生活上の行為の事例」を参考にしているものの、「生活Can do」から始まる形で学習の要素を提示することも、今の段階で御意見を頂ければ可能ですので、多方面から御助言いただければと思います。

#### ○戸田座長

今お話があったように、見やすく使いやすいものにということを踏まえて御意見を伺えればと思います。機能については、削除ということも一つはありますが、ヤン委員の御提案のように機能の表現を記述するなど、具体的な御意見を伺えればと思います。

夷石委員、先ほど4技能について少しお話しされていましたが、こちらはいかがでしょうか。

#### ○夷石委員

4技能を5技能にするのは、「日本語教育の参照枠」にこのカリキュラム案を合わせていく流れに準じていくということで、これは5技能になるのだなという理解をしていました。

そしてもしCan doを軸として考えるとすると、その5技能をいわゆるCEFRに合わせたように、カテゴリーがこの要素にも入り、CEFRと同じように共通の項目を持っていると示す必要も出てくるのかなと思いました。内容自体、機能の部分をどうするかという点はもちろん大切なのですが、まずそういうふうにCEFRと共通していますよということをごのくくらい示す必要があるのか。それが項目に入れる必要があるのかどうかという御判断も聞かせていただければと思います。

#### ○北村日本語教育専門職

ありがとうございます。提示の仕方や学習の項目の要素の有無等についても広範な御議論を頂きました。多岐にわたりますので、次回会議ではそういった御意見を踏まえて、提示の方法のサンプルをお示ししたいと思いますので、それを踏まえてまた御議論いただくことにさせていただきますことではいかがでしょうか。

#### ○松岡委員

今、一次報告の参考資料、Ⅲに「『標準的なカリキュラム案Can do』一覧」が試案として出されていて、これが132項目ですよ。これに今度B1が111項目というので例示されていると思うのですが、それを足したものがこの生活者としてのカリキュラム案になるのでしょうか。

#### ○北村日本語教育専門職

「生活Can do」としてはそのようになります。

## ○夷石委員

Can doの部分でいうと、一次報告にあった参照枠Can do 1 3 2と、昨年度作られたB 1が中心の生活Can do、まず後者はほかのレベルも入っているという理解でよろしいでしょうか。こちら作業の時に少し見せてもらいましたが、恐らく1 1 3項目あります。ですので、1 3 2足す1 1 3項目。加えて、今年度行う「子育て・教育」と「働く」の部分が入り、4ページのCan doのところにある①②③が一つになったものが「生活Can do」ですね。こちらで間違えなければ、この3つに対して新たなカリキュラム案の学習項目の要素が作られるという理解でよいかを確認したいと思います。

## ○北村日本語教育専門職

「生活Can do」については、夷石委員にお話しいただきましたように、①から③までを足したものとなります。その全てに学習項目の要素をつけるのかどうかという趣旨の御質問かなと思うのですが、この辺りについても、項目がかなり多くなってきますので、特に②に関しては昨年度アンケート調査を使いまして選定を行いました、さらに絞り込む必要があるのかどうか。絞り込んだものに学習項目の要素をつける必要があるのかとか、あるいは全部につけるのかというようなことは、御助言いただいで決めていきたいと思っています。

ただ、昨年の調査研究の中では全ての項目について調査の対象としておりますので、「標準的なカリキュラム案Can do」試案の大項目、昨年度作りしましたB 1を対象とするCan doに対応した大項目、③のこれから作ります「子育て・教育を行う」「働く」の大項目全ての調査結果は得ていますので、選定するときの指標としては活用が可能だろうと思います。

## ○戸田座長

夷石委員、よろしいですか。松岡委員、お願いいたします。

## ○松岡委員

よく分からないのですが、足し算でしたが、1 3 2と1 1 3を、またさらに整理して出すということではよろしいのですか。

この2 4 5について、学習項目の要素として文法や語彙などを出すということではないが、この1 3 2と1 1 3を足したものを再整理して、学習項目もつけて出すというイメージですか。

## ○松井日本語教育専門職

はい。大枠その予定です。1 3 2項目プラス1 1 3項目、加えまして今年度作成を行う「子育て・教育」「働く」、これ全て足し算でCan doリストを整備します。

以前、昨年度のワーキングで夷石委員からも御意見を頂いているところです。ただ、B 1、1 1 3項目だけを足しても、やはり可能であればA 1からB 2まで縦に見たときに、言語活動が分かるようなものを示していかないと実際は使いにくいという御意見を頂いております。さらに昨年度作業で、B 1は1 1 3項目ですが、A 1からB 2まで大体3 3 0ぐらいの素材がございますので、この①から③を足しまして、各レベルの言語活動の縦の並びといたしまししょうか、熟達度の並びで足りないものがありましたら、昨年度の作業の3 0 0項目のうち比較的見えそうなものを足して肉づけを行い、五つの言語活動のバランスでありますとか、レベルごとのバリエーションでありますとか、あるいはCEFRのカテゴリーの中でのCan doの数のバリエーションであるとか、そういうものを見まして総合的にバランスのいいものに整えまして、Can doリストを整えます。これが作業としての第1段階です。

この表が機能であるとか、場面だとか、文法、語彙というのがたくさんついておりますが、ま

ず目標としてはそのCan doリストを整備すると。その上で、先ほど御指摘がありました、どのように示していくべきか。CEFRのカテゴリーを冒頭に示してCan doを示していくのか。あるいは「標準的なカリキュラム案」の項目・事例を冒頭に示していくのか。そしてそれに付随して機能であるとか、能力記述、文法等々、どこまで示していくのか。ここに関しましてはこのワーキングでも引き続き御審議いただきたいと思っております。

次に出てくる問題としては、そのCan doリストだけを見ても、どのように使ったらいいかが分からないのではないかと御指摘です。それに関しましては、本ワーキンググループと並行して検討を行っている「日本語教育の参照枠」活用のための手引きに関する検討ワーキンググループでCan doをベースとしたカリキュラム編成の事例と考え方を示しておりますので、具体的な現場の支援者に対する使い方等手当てをしていければと考えております。

今回取りまとめる報告は手引きと一部内容が重複しないように注意を払いつつ、両方を参照していきながら現場で使えるツールの整備を目指すという方向で準備を進めております。

#### ○戸田座長

御説明ありがとうございました。ヤン委員、お願いします。

#### ○ヤン委員

「標準的なカリキュラム案」に既に載っている能力記述と新しい「生活Can do」と言われるものは別物ですか、同じものですか。ということが私たちは多分分からずに、今、話を聞いているのです。

#### ○北村日本語教育専門職

作業の過程では、「標準的なカリキュラム案」に掲載されている能力記述を基に①②③が作られていますので、別のものです。能力記述に代わるものが①②③として作られています。

#### ○ヤン委員

つまり、「標準的なカリキュラム案」に載っているこのリストは一旦破棄ですか。

#### ○北村日本語教育専門職

能力記述の部分についてはリニューアルされていると理解してください。

#### ○ヤン委員

ここは手で数えたときに500近くあったのですね。それが①②③で置き換わると捉えていいのですね。ということは、新たに場面、やり取りの例、機能、文法、語彙は見直しですね。

#### ○北村日本語教育専門職

はい。

#### ○ヤン委員

分かりました。理解しました。

#### ○夷石委員

気になる場所として、私も参照枠に掲載されているCan-do案を作業しましたが、現在ある能力記述を参考にCan-do作成をし、その際には能力記述を一つ、二つまとめたり、また内容がかぶっているので削除したりといった作業がありました。

今回の改定時には能力記述に代わって新しい「生活Can do」が数字の1、2、3になるという理解でよさそうですね。そうなりますと、元のカリキュラム案から項目はかなり減りませんか。

またその順序立てが新しい「生活Can do」でいくと、やはり場面ややり取り、機能、文法、語彙は見直しではないでしょうか。

加えて、一方でレベルがつかますので、レベルによってその分項目は増えていく。要するに同じような活動、つまりCan doでも上下のレベルが出てきて、その分の項目は増えていくと思うのです。

そしてこれが基準として参考にされるので、その内容というのは現場への影響が大きい。つまり結果として今回それ相当なデータを作ることになると思うのですが、どこまでできるのか、疑問をもつところでは。

### ○松井日本語教育専門職

1つ例を申し上げますと、個別の能力記述をCan doに書き起こす段階で、住所・氏名を書くというCan doがありますと、病院で書く、役所で書く、問診票に書くという多くの場面が出てくるわけです。そういうものはA1の名前住所を書くというCan doの一つにまとめるとなると、この項目自体は大幅に減っていくであろうということが予想されます。

考え方としては、病院でも役所でもどこでも名前と住所を書くという事例がたくさんあっても好ましくないで、そういうものはまとめていきます。このような作業の中で、項目はかなり減るであろうということが予想されます。

その一方で同じ項目の中でレベルごとに複数のCan doが出てくることもございます。そういうものを全体の中でデータを整えて、最終的に整合性のある、バランスのあるデータとして整えるかというのは非常に難しい作業です。そうなった場合、これらの見せ方、CEFRのカテゴリーを冒頭にして、カリキュラム案の事例は後ろにつけるのか、という整理の仕方も一つあるかと思えます。

ただし、CEFRのカテゴリーではなく、「標準的なカリキュラム案」の事例を冒頭に示してCan doを示すということであれば、事例の大幅な整理は作業が発生するので、この点については作業チームと手順について検討して進めていきたいと考えております。昨年、実態調査を行う際に、基本的に例えば電話・ファクスを使うという項目を、スマホを使うなど一部項目を見直している部分もございまして、基本的にはこのような見直し項目を利用しながら、事例・項目の検討も進めていく予定です。

この事例・項目は、大・中・小とあって、さらに事例1、2と非常に細分化されておりますので、この細分化された項目自体をどこまで示すのかということも一つの検討課題になろうかと思えます。事例1、2はもう捨象してしまって、小分類だけで示すというように、カテゴリーをサンプルにまとめて示すことも検討する必要があると思っています。

このカテゴリーの整理の仕方、事例の整理の仕方は、実際手を動かしながらやっていかないと想定しにくいところもありますので、それについては9月までに方向性をまとめて、ある程度お示しできたらと考えているところです。

### ○戸田座長

松岡委員、お願いします。

### ○松岡委員

無理な願いかもしれませんが、現場はまず項目ごとのレベルを知りたいと感じていると思います。もともとの「カリキュラム案」はレベル感が分からないというのが一つ課題として上がっていました。この「参照枠」を示した意味はそのレベル感が分かることだと思っているので、レ

ベル別に見えるようにできたら現場としてはありがたいと思います。

次に場面が具体的に示されているというのは、現場としては想定がしやすいので、場面別にも見られるようにして、両方から参照できるとよいと思っています。今の時代、紙物ではないもので示せると思うので、そのまともり具合が変換できたら非常にありがたいと思います。

#### ○戸田座長

ほかに御意見がありますでしょうか。仙田委員、お願いします。

#### ○仙田委員

松井専門職のお話を伺っていて、手を動かしながらやってみないとある程度なかなか見通しが立てにくい部分もあるということでしたが、先ほどの御説明を伺うだけでもかなりの工程になるので、今年度のスケジュールを考えるとできないのではないかと心配になってきています。その辺りの見通しについて改めて検討いただきたいということが一つです。

それから、先ほど松岡委員がおっしゃったように、紙でなくても提供の仕方はいろいろあると思うので、これだけいろいろな情報が詰まったものを、検索性を高めたデータベースのような形にして御提供いただくことも検討していただきたいと思います。

#### ○戸田座長

時間も迫ってまいりました。続きまして、③の内容についてです。「生活上の行為の事例の分類一覧」に記載された10の大分類全て、新たに「子育て・教育を行う」「働く」を追加ということですが、これはいかがですか。

それでは皆さん賛成ということで特に御意見はないようですので、4番の想定される学習時間についてはいかがでしょうか。B1が入ることで時間数が変わってくる。ではヤン委員、お願いいたします。

#### ○ヤン委員

60時間の根拠が、あまり示されていなかったように思います。根拠は置いておくとしても、時間が非常に短いものがあえて示されることで誤解を呼ぶのではないかと心配しています。それこそ諸外国ではどういう時間を取っているのか。諸外国にもあまり根拠がないという話も聞いていますので、逆に示さないことも一つ検討できるのではないかなと思いました。

#### ○戸田座長

時間を示さないという御意見ですが、他にいかがですか。松岡委員、お願いします。

#### ○松岡委員

時間を30時間、60時間が何の根拠があるのかというのは、多分諸外国でも議論があるところだと思います。例えば自治体で条例をつくって日本語教育をやるといったときに、根拠がないと政策的なこととか予算立てができないので、ある程度の目安となる根拠を示すということはあっていいのではないかと思います。

この30時間はあまりにも少な過ぎるので、最低でこれぐらい、それからもっとこういうものもできますよというように幅を持たせた示し方はできるのではないかと考えております。御検討をお願いします。

#### ○ヤン委員

根拠がないというのは、この学習時間でこのレベルになるということは恐らく言えないという

意味で私は言っていたのですが、韓国を調べてみたのですが、韓国は移民を受け入れる社会統合プログラムがあるので、レベルごとにゼロ段階から1、2、3、4、5段階で、15時間、100時間、100時間と大体500時間近く取っています。これはレベルに分けて時間を設定しています。その100時間で初級Ⅰが終わるのかは置いておき、この社会統合プログラムの中ではこれぐらいの時間を取っているということが、自治体からすると国がそう示してくれればそれがルールになると思います。

60時間はあまりにも少ないので、増やすか、あるいは人によって学習時間は違うので、示さないという選択が良いのではないかなと思いました。

#### ○夷石委員

時間については御意見でなるほどと思うところが多々あるのですが、今回、A1からB1までレベルごとの学習時間記述はやはりある程度求められると思います。ただ、これもA1レベルはこのくらいの時間と言ってしまうと、A1に達するためにその時間が必要だと捉えられるのは危険だと思いますので、幅を持つなり、そういう理解にならないよう、何かしら配慮した書き方をすることが大切だと思います。

#### ○仙田委員

自治体の立場で日本語教育について予算をつけていこうといったときに、何かしら目安となる時間が示されていたほうが有難いと思います。ただ、その時間が何を表しているのかということはきちんと明記して誤解のないようにしていくことも行いながら、目安となる時間は記載してあると良いと思います。

#### ○戸田座長

ありがとうございました。

続きまして(2)「日本語教育の参照枠」に基づいた「生活Can do」の作成について御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

#### ○北村日本語教育専門職

この(2)については、先ほど内容のところの議論の中でかなり御助言も頂きましたので、今回は割愛していただいて、資料6の検討で本日は御意見を聞いて終わりにしていただければと思います。

#### ○戸田座長

分かりました。それでは資料6、報告骨子案についてはいかがでしょうか。土井委員、お願いします。

#### ○土井委員

骨子案の項目について、5番の文字の扱い方について、6番の社会・文化的はなかなか切り離せないところもあるのですが、私の経験から一つお話しさせていただくと、文字の扱いというよりは、日本語の表記の在り方について日本語教師や学習者から質問を受けることがあります。

私がかかわっている研修では自治体のお知らせ、例えば定期的に出される市の広報誌とか、それを見てもらおうと思うがなかなか理解してもらえない。何が分からないかというと、そもそも広報紙には横書きと縦書きが混在しているのです。縦書きになると一気に分からなくなるそうです。また、見出しの中でも例えばイラストや写真が一つでもついていれば理解が進むが、ついていないと分からない。イラストがついていても、地震のことを伝えたいのに、ナマズの絵が描いてあ

って何のことか分からない、家が壊れているイラストだったら地震かなと分かるのに、といった意見がかなりあります。

問合せ先も「問合せ」と書いてあれば分かるのに、省略して「問」という字を四角で囲ってあると分からない。連絡先の電話番号も全部書いてあれば電話をかけられるのに、市外局番が抜けていると電話がつかない。そういう細かいところで、行政や学校の表記の仕方が問題になっています。単に文字で平仮名か片仮名かどうかだけではない取扱いをしていただけると良いと思いました。

## ○戸田座長

いかがでしょうか。夷石委員、お願いします。

## ○夷石委員

7番の評価の考え方について幾つか確認をさせてください。二次報告で評価についてまとめられていて、そことの兼ね合いをどうするのかという点が一点。

今頂いている項目立てを見ていても、ここで取り扱う評価は、いわゆるボランティアや地域の日本語教室の場での評価の内容なのか、もっと広く試験まで見ていくのかという点。また、この3つの項目を選んだ理由を教えていただければと思います。

## ○北村日本語教育専門職

まず、この項目についてですが、夷石委員に御発言いただきましたとおり、「日本語教育の参照枠」二次報告の部分は踏まえた上で提示したいと思います。

ただ、この3つを取り上げた理由にもつながりますが、やはり分かりやすくというところで具体的なものを示したほうがいだろうということで、現状の「生活者としての外国人」に対する評価の現状も踏まえてこの3つを選定したということになります。これを追加すべきだとか、あるいはそもそもこのような類いの3つの項目ではなく別のものというようなアドバイスがあれば、お聞かせください。

## ○夷石委員

素朴な疑問で、これは現場にお詳しい方にお尋ねしたいのですが、コーディネーターが必要としている評価の情報とは何だろうかと思いました。それがこの3つなのかというのが疑問の理由です。現場でどういう評価が求められているのか、私はあまり詳しくないので、そこが反映されているならいいと思います。

## ○ヤン委員

実際の日本語教室ではボランティアとマッチングする際、学習者のレベルを見て、このボランティアさんなら支援できるというのを判断するためのものが一番欲しいですね。つまり、学習者が初めて来たときに、この人はどれぐらいのレベルなのかを知りたいので、その辺りが入っているとうれしいと思います。

## ○土井委員

感覚的に言うと、地域の日本語教室の現場では日本語能力を評価していないところがほとんどだと思います。例えば初級Ⅰのクラスから初級Ⅱのクラスに上がったという話はあるのですが、小テストをして実際に日本語能力の変化を測っているかということ、実際はそうではないように思います。

文化庁の「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」や「地域日本語教育スタートアッ

プログラム」においても、そこで開設された教室でも日本語を評価していないどころか、そもそも日本語がどれくらい上達しているかもあまり求められていないような気がしています。授業の評価としてアンケートを取って、楽しかったという人が何%とかそういう満足度になっているのです。

私は評価自体を考えることはとても大事なことだと思うのですが、この評価が現場に下ろされたときに使われるのか、使うことを求めるのかも含めて考える必要があると思います。

### ○ヤン委員

評価をしないというのは確かにそうですね。何のために評価しているかという、この評価という言葉に誤解があって、能力を測るように感じられますが、恐らくアセスメント的な意味合いが強いのではないかと思うのです。テストではなく。テストをする必要はなくて、どれくらい話せるようになったのか、何ができるようになったかを学習者自身が内省できるようにするための評価として捉えるのではあれば、大変意味のあるものだと思います。

### ○仙田委員

いわゆる評価という言葉で表すのが適当か分からない部分もあるのですが、先ほどヤン委員がおっしゃったアセスメントというような役割は非常に大きいと思います。学習者自身が1回の日本語学習の機会で、その日何を学んでできるようになったのか、自分自身で達成感を得ることができるかどうかというのは、地域の日本語教室では大事にされていると思います。

例えば対話型の活動も増えてきていますが、ただおしゃべりをして、何をやったか分からないが楽しかったというのでは、なかなか学習が持続しないという声も聞かれますので、そういった意味でまさにCan doなのですが、学習者が自分自身で確認できることが評価というのなら、そういったものが現状でも行われているのではないのかと思います。

### ○戸田座長

ありがとうございます。夷石委員、お願いいたします。

### ○夷石委員

いろいろな現状等を教えていただきありがとうございました。皆さんがおっしゃっていましたが、自己評価などで、何ができたというものをアセスメントとしてやっていくということは、二次報告でも書かれているところですし、CEFRなどの学習の継続、ということにもつながっていると思いますので、その辺の書きぶりをうまくこの項目でできて、評価というものの多様性が書き込めれば、多くの人の参考になるのではないかと思います。

### ○戸田座長

まだ御意見もおありかと思いますが、時間となりましたので、本日のワーキンググループの議論はここまでとしたいと思います。今後の予定について事務局からお願いいたします。

### ○北村日本語教育専門職

今後は、資料5にもありますようにCan do作成作業を実施していく予定です。今日御助言いただきましたこと、まだ決まっていないことも幾つかありますが、御相談させていただきながら作業を進めていきたいと思っています。次回のワーキンググループ会議は9月に開催の予定です。日程調整はこれからとなりますが、御協力いただければ幸いです。

○戸田座長

これで第1回「生活Can do」等の作成に関するワーキンググループの会議を閉会といたします。  
皆様、ありがとうございました。